



検索

## <京都府ホームページ掲載予定>

令和2年7月末頃 下記の要領で 京都府ホームページに掲載されます。

ホーム>健康福祉・人権>福祉・高齢者・障害者>介護保険サービス事業者に関する情報>介護サービス情報の公表制度について

### 概要

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35第1項の規定に基づき、介護サービス事業者は毎年1回事業所に関するサービス内容等の情報を公表することが義務づけられています。

### 公表までの流れ

#### 1. 報告対象事業所・報告期限の確認

下記ファイルを参照し、今年度の報告対象事業所・報告期限を確認してください。

[令和元年度京都府介護サービス情報の公表計画\(PDF:61KB\)](#)

令和2年度版の京都府介護サービス情報の公表計画が掲載されます

[令和元年度報告対象既存事業所リスト\(平成30年1月～12月の報酬が100万円以上の事業所\)](#)

注※平成31年4月以降に新たに指定を受けた事業所については、別途京都府から通知いたします。

#### 2. 報告

厚生労働省が設置する下記システムにログインし、報告を行ってください。

[介護サービス情報報告システム\(外部リンク\)](#)

報告システムのログインに必要なID・パスワードを紛失された方は、下記からお問い合わせください。

[再発行用URL\(外部リンク\)](#)

ログインID、パスワードは電話でのお問合せはできません

報告の記入例やマニュアルについては下記ファイルを参照してください。

[操作マニュアル\(PDF:3,041KB\)](#)

[操作マニュアル\(簡易版\)\(PDF:918KB\)](#)

[よくある質問\(PDF:165KB\)](#)

#### 3. 公表

報告提出後、順次介護事業所検索サイト「介護サービス情報公表システム」へ掲載されます。

[介護事業所検索サイト「介護サービス情報公表システム」\(外部リンク\)](#)

報告が完了してもすぐに公表されません

### 特定(介護予防)福祉用具販売事業者の方へ

平成31年1月から令和元年12月において、販売の対価として支払いを受けた金額が100万円未満の事業所については、令和元年度の報告対象事業所から除外されますので、下記様式に必要事項を記載の上、高齢者支援課まで提出してください。

[福祉用具販売対象外届\(PDF:36KB\)](#)